

医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）に関するお知らせ

日本矯正歯科学会
医療問題検討委員会
倫理・裁定委員会

平成 24 年 9 月 28 日に「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）について」（平成 24 年 9 月 28 日付け医政発 0928 第 1 号）が通達されました。会員の皆様におかれましては、本ガイドラインをご確認いただき、ご自身が管理・運営するホームページが本ガイドラインに沿った適切な内容となるようにご理解とご協力をお願い申し上げます。詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisei/index.html

なお、本ガイドラインは法に基づくものではありませんが、ホームページの内容が医療法、薬事法等に抵触する場合は処罰の対象となります。また本ガイドラインの内容に従っていないホームページについては、当該医療機関等に対する行政指導が実施される可能性もありますので、十分ご注意ください様、重ねてお願い申し上げます。